

**特定個人情報保護評価書（岐阜市 後期高齢者医療事務 重点項目評価書）の
再評価に対する意見募集結果について**

1. 概要

今般、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年９月１日施行）により、標準化の対象として指定された２０種の業務は、普段の業務で使用しているシステムを国の示す標準化基準に適合するものとするよう義務付けられ、また、政府が調達・提供するクラウドサービスであるガバメントクラウドの活用が努力義務となりました。

後期高齢者医療事務についても当該標準化対象事務として指定されたため、岐阜市もガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することとなりました。今回のシステム移行に際し、これまで公表しておりました特定個人情報保護評価書の見直しを行い、併せて皆様からのご意見を募集いたしましたので、その結果を公表いたします。

2. いただいたご意見について

- ・パブリックコメントの意見提出数：０通
- ・個人情報保護審議会の答申：原案どおり認める

3. 公表資料

特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書名：岐阜市 後期高齢者医療事務

4. 公表場所

福祉医療課、情報公開室、各コミュニティセンター、市民活動交流センター（ぎふメディアコスモス内）で閲覧できるほか、岐阜市ホームページでもご覧いただけます。

5. 公表期間

令和７年４月１日(火) ～ 令和７年６月３０日(月)

6. 問い合わせ先

岐阜市福祉医療課 〒500-8701 岐阜市司町４０番地１（市庁舎１階）

電話：058-214-2128 F A X：058-265-7613

e-mail：f-iryou@city.gifu.gifu.jp